

(2) 不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																				
<p>堺上高等学校</p>	<p>下記について、条例等で定める職務免除の範囲を超えるにもかかわらず承認していた。</p> <table border="1" data-bbox="498 583 1439 699"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>処理事項</th> <th>事実発生日</th> <th>承認時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員A</td> <td>職免・他の検診</td> <td>H29. 2. 17</td> <td>全日</td> </tr> <tr> <td>職員A</td> <td>職免・他の検診</td> <td>H29. 2. 23</td> <td>12:10～16:55</td> </tr> </tbody> </table>	申請者	処理事項	事実発生日	承認時間	職員A	職免・他の検診	H29. 2. 17	全日	職員A	職免・他の検診	H29. 2. 23	12:10～16:55	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【職務に専念する義務の特例に関する条例】</b> (職務に専念する義務の免除)</p> <p>第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p> <p>二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p><b>【学校職場における勤務条件等（制度解説）】</b>（府立学校版）</p> <p>第7章 服務</p> <p>7 職務専念義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく）</p> <p>○条例に基づく職務専念義務の免除</p> <p>本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1676 1350 2451 1619"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例 第2条 第2号</td> <td>厚生に関する 計画の実施に 参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検診</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p><b>【平成28年度公立学校共済組合大阪支部主催による保健事業参加者に対する職務に専念する義務の免除について（回答）】</b> 大阪府教育委員会教育長（教委福第1387号 平成28年3月31日）</p>	根拠	条文	具体例	備考	条例 第2条 第2号	厚生に関する 計画の実施に 参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検診		<p>誤って承認した職務専念義務の免除については、取り消し、年次休暇として処理を行った。</p> <p>今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
申請者	処理事項	事実発生日	承認時間																				
職員A	職免・他の検診	H29. 2. 17	全日																				
職員A	職免・他の検診	H29. 2. 23	12:10～16:55																				
根拠	条文	具体例	備考																				
条例 第2条 第2号	厚生に関する 計画の実施に 参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検診																					

		<p>平成28年3月29日付け公立阪第549号で依頼のありました標記については、「大阪府教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」（平成27年大阪府条例第6号）第2条第1項及び「職務に専念する義務の特例に関する条例」（昭和26年大阪府条例第21号）第2条第2号に基づく「厚生に関する計画」として承認し、教育長及び下記の機関に勤務する職員が別紙「厚生に関する計画」に掲げる事業への参加に必要な範囲において、職務に専念する義務を免除することとします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 大阪府教育庁</li><li>2 大阪府教育センター</li><li>3 大阪府立中之島図書館</li><li>4 大阪府立中央図書館</li><li>5 大阪府立学校</li></ol> <p style="text-align: right;">（別紙）</p> <p style="text-align: center;">平成28年度「厚生に関する計画」</p> <p>注意事項</p> <p>○職務免除の範囲</p> <p style="padding-left: 2em;">（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、治療行為、経過観察等で当該検査の範囲を超える場合は、「年次休暇、病気欠勤等」での対応となるので、服務権限者（学校長等）の指示を受けること。</p> <p style="padding-left: 2em;">（以下略）</p>	
--	--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年1月31日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
寝屋川支援学校	<p>下記について、特別休暇（親族の喪に服する場合）の対象とならないものを承認していた。</p> <table border="1" data-bbox="385 527 1294 674"> <tr> <td data-bbox="385 527 988 596">続柄</td> <td data-bbox="988 527 1294 596">休暇承認日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="385 596 988 674">配偶者のおじ</td> <td data-bbox="988 596 1294 674">平成28年8月26日</td> </tr> </table>	続柄	休暇承認日	配偶者のおじ	平成28年8月26日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】</b> (特別休暇)</p> <p>第15条 任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合 人事委員会規則で定める期間</p> <p><b>【職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則】</b> (特別休暇)</p> <p>第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>別表第5（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1374 1136 2294 1377"> <thead> <tr> <th data-bbox="1374 1136 2122 1178">死亡した者</th> <th data-bbox="2122 1136 2294 1178">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1374 1178 2122 1220">父母、配偶者、子</td> <td data-bbox="2122 1178 2294 1220">7日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 1220 2122 1262">祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td data-bbox="2122 1220 2294 1262">3日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 1262 2122 1377">孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td> <td data-bbox="2122 1262 2294 1377">1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p> </div>	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日	<p>誤って承認した特別休暇については取り消し、年次休暇として処理を行った。</p> <p>今後は、特別休暇の承認処理を行う際は、関係規則等を確認し、適正な事務処理を行う。</p>
続柄	休暇承認日														
配偶者のおじ	平成28年8月26日														
死亡した者	日数														
父母、配偶者、子	7日														
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日														
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日														

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年2月2日）